

第三者から農業経営を継承した農業者を応援します！ >



地域計画担い手確保支援事業 (経営継承タイプ)

第三者から農業経営を継承し、地域計画において「今後検討等」とされた農地を新たに担う農業者を対象に、継承した農業機械・施設の修繕、メンテナンス等を支援します。

支援概要

	支援概要
要件	以下の要件をすべて満たす者 ・事業実施年度の前々年度以降に第三者から農業経営を継承した者 ・地域計画の目標地図に位置付けられている、又は位置付けられることが確実な者 ・地域計画の目標地図において「今後検討等」とされた農地を新たに担う者 等
補助上限	1, 800千円（1／2以内）
対象経費	継承した機械・施設の修繕、メンテナンス及び継承後の農業経営に必要な機械・施設の取得

<活用イメージ>

- ・継承した梨棚を修繕したい。
- ・継承したトラクターを安心して使えるようメンテナンスを行いたい。
- ・継承した品目に必要な機械を買いたい。

本事業による農業者への支援は市町村を通じて行われます。
詳細については市町村の農政担当部局 又は 最寄りの農林事務所農業振興普及部（農業振興課）、農業担い手課へお問い合わせください。

1 第三者継承とは

「第三者継承」とは、現経営者の親族以外の者に農業経営に必要な農地や機械・施設などの有形資産、技術、ノウハウ、人脈などの無形資産を引き継いでいくことです。



2 成果目標について

助成対象者は成果目標を設定し、目標年度（実施年度の翌々年度）までに下記の目標を達成すること

〔目標項目〕

- ① 経営面積の維持又は拡大
- ② 認定農業者又は認定新規就農者となること※

※ 認定農業者でない者、認定新規就農者でない者が設定する項目

3 留意事項

- ① 継承に際して経営移譲者との間に契約書が整備されていること
- ② 機械・施設の修繕等が単年度で完了すること
- ③ 機械・施設の修繕、メンテナンスに当たっては、福島県農業機械整備施設認定要領に基づき認定を受けた整備施設により実施されるものであること
- ④ 本事業以外の補助事業を活用して着工（着工予定含む）又は整備の完了した機械・施設を本事業に切り替えて整備するものでないこと 等